

指導行政のポイント

“指導力不足”で免職も

菱村 幸彦

6月20日、教育関連3法案が成立した。成立した3法は、学校教育法、地方教育行政法、教育職員免許法の各改正法である。

厳しい更新制を求めた再生会議

「3法」というので、表面には出なかったが、じつは教育職員免許法改正の中に、もう1つ重要な法律改正が盛り込まれている。それは教育公務員特例法の改正である。

今回の教育職員免許法の改正は、免許更新制の導入を内容としているが、免許更新制のねらいについて、中央教育審議会と教育再生会議の考えが分かれた。つまり、中教審答申(18年7月)が講習受講によるリニューアル方式を提言したのに対し、再生会議報告(19年1月)が不適格教員に厳しく対応できる更新制を提言したのだ。

で、この2つの考えにどう折り合いをつけるかが注目された。文部科学省は、教育職員免許法の改正で、中教審が提言する「期間10年、30時間講習」のリニューアル方式を取り入れ、これと抱き合わせた形で、教育公務員特例法を改正し、指導力不足教員の研修義務と免職措置の規定を設けた。

教特法の改正のポイントは、次のとおりである(第25条の2、第25条の3)。

- (1) 公立学校教員の任命権者は、児童・生徒等に対する指導が不適切であると認定した教員に対し、指導改善研修を実施しなければならない。
- (2) 指導改善研修の期間は、1年を超えてはならない。ただし、特に必要がある場合は、2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
- (3) 任命権者は、指導改善研修の終了時に指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。
- (4) 上記(1)および(3)の認定にあたっては、任命権者は、医学、心理学等の専門的知識を有する者と保護者である者の意見を聴かななければならない。

(5) 任命権者は、研修終了時の認定で児童・生徒等に対する指導を適切に行うことができないと認める者に対して、免職その他の必要な措置を講ずる。

周知のように、すでに指導力不足教員の人事管理は制度化されている。平成13年に地方教育行政法が改正され、都道府県教委は、市町村立学校の県費負担教員が、児童・生徒に対する指導が不適切であること、研修等必要な措置を講じられても児童・生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められることの2つの要件に該当する場合、教職以外の職に異動させることができる制度を導入した(47条の2)。

従来の指導力不足教員との違い

では、地方教育行政法の制度と教育公務員特例法の制度との違いは何か。第1は、対象の違い。前者が県費負担教職員に限っているのに対し、後者は公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員を対象としている。第2は、措置の違い。前者が教職外の職への「採用」であるのに対し、後者は「免職その他の措置」としている。

これまでの指導力不足教員に関する人事管理をみると、研修措置を講じても指導力に改善のみられない教員について、教職外に移すケースはほとんどなく、多くは説得して自主的に退職させるか、やむを得ず職場に復帰させている。もちろん、地方公務員法に基づく分限免職は可能であるが、事実上、分限免職の実施は困難で、任命権者は、研修成果の上がない指導力不足教員への対応に苦慮している。

今回、教特法の改正により、指導力不足を理由とする免職処分が可能となったので、今後の指導力不足教員に関する人事管理は、より有効なものになることが期待されよう。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●好評発売中! ● 最新刊! 菱村幸彦【著】 四六判 260頁・定価2,310円 教育開発研究所

『経営に生かすリーガルマインド—身近な事例で学ぶ教育法規』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)